

改正LIBOR実務対応報告、公表

表—ASBJ

去る3月11日、企業会計基準委員会が第475回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

ST-ICOトークンの取扱い

実務対応報告公開草案63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」ならびに「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」について、委員全員の賛成で公表議決された(3月15日公表)。コメント期限は、どちらも2022年6月8日。

LIBOR参照金融商品実務

第177回金融商品専門委員会(2022年4月1日号(No.1640))情報ダイジェスト参照)と同様、改正実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について、公開草案から修正しない事務局案が示さ

れ、委員全員の賛成で公表議決された(3月17日公表)。

税効果会計関連

第79回税効果会計専門委員会(2022年4月1日号(No.1640))情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の論点について審議が行われた。

(1) 税金費用の計上区分

中間税効果適用指針および四半期会計基準等への影響に関して、定めを変更する必要はないとした事務局提案に対し、委員からは特段異論は聞かれなかった。

(2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

適用時期について、前記(1)の改正と合わせ、2024年4月1日以後開始事業年度の期首からの強制適用および2023年4月1日以後開始事業年度の期首からの早期適用とする事務局案が示され、委員からは賛成意見が聞かれた。

リース会計基準の改正

次回親委員会(3月25日開催予定)で公表議決予定。

リース会計基準の改正

第110回リース会計専門委員会(2022年3月20日号(No.1639))情報ダイジェスト参照)に引き続き、設例について審議が行われた。

(1) わが国特有な取引の設例

普通借地・普通借家契約のリース期間について、次のケースの設例が示され、検討された。

- ・不動産における借手保護の法律がリース期間を決定する際に検討対象とすべき延長オプションに該当するか
- ・普通借地契約(延長オプションを行使する/しない)
- ・普通借家契約(延長オプションを行使する/しない)

設例案では、前提条件とその分析が示された後、「考慮すべき要因を総合的に勘案して、条件にない年数が最終的に示されている。委員からの「数値を算出する過程を丁寧にして」との意見に対して、事務局からは「前提条件で示した要素をそのまま最終的に出してしまおう」と、この要素が重要と思われるので、あえてそうしている」との回答があった。

(2) IFRS 16号「リース」の設例

IFRS 16号における設例で改正リース基準にも採り入れる

対象企業数 14,439社
回答企業数 11,059社
回収率 76.6%

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和4年1-3月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和4年1-3月期調査結果の概要です。

景況	●貴社の景況	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		令和3年10-12月 前回調査	令和4年1-3月 現状判断	令和4年4-6月 見通し	令和4年7-9月 見通し
大企業	全産業	9.6	▲7.5	4.7	6.5
	製造業	7.9	▲7.6	5.9	7.1
	非製造業	10.4	▲7.4	4.1	6.3
	全産業	10.7	▲9.6	6.5	10.9
	製造業	6.7	▲11.9	7.4	10.5
	非製造業	11.9	▲9.0	6.2	11.0
中堅企業	全産業	▲3.0	▲26.2	▲5.6	0.9
	製造業	1.3	▲22.0	▲2.3	2.9
	非製造業	▲3.8	▲27.0	▲6.2	0.5
国内の景況	国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)				
	(単位: %ポイント)				
		令和3年10-12月 前回調査	令和4年1-3月 現状判断	令和4年4-6月 見通し	令和4年7-9月 見通し
	大企業	22.0	▲16.3	9.2	8.5
大企業	全産業	22.0	▲16.3	9.2	8.5
	製造業	17.7	▲10.5	8.3	6.8
	非製造業	24.0	▲19.1	9.6	9.3
中堅企業	全産業	20.8	▲22.5	8.1	12.5
	製造業	18.5	▲13.8	10.5	11.3
	非製造業	21.4	▲24.9	7.4	12.8
中小企業	全産業	1.1	▲36.6	▲4.0	3.3
	製造業	3.6	▲32.5	▲0.9	5.6
	非製造業	0.7	▲37.3	▲4.6	2.8
雇用	令和4年3月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は17.1%ポイントとなり、平成23年9月末以降43期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。				
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。				
売上高	令和3年度は、4.0%の増収見込みとなっています。				
	業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。				
経常利益	令和3年度は、22.1%の増益見込みとなっています。				
	業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。				
設備投資	令和3年度は、2.4%の増加見込みとなっています。				
	業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。				

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

ものとして、リースの識別の「設例4—小売区画」を採り入れる案が示された。

基準諮問会議からの報告

第44回基準諮問会議（2022年3月20日号（No.1639））情報ダイジェスト参照）で行われた議論について、基準諮問会議議長から報告がなされた。

- ① 株式報酬に関する会計処理および開示の取扱いの整備
- ② 企業会計基準委員会の活動状況
- ③ 企業会計基準とサステナビリティ基準のコネクティブ

ティ（連携）

委員からは、③に関して、「SBJの基準諮問会議がASBJの基準諮問会議と連携する旨説明されているが、今後設立されるSBJの基準諮問会議はどのような役割であるのか。ASBJと同様に基準開発の提言が求められるのか」との質問があり、事務局から「設立は決まっているが、役割やメンバーについては、これから検討していく。現在SBJは国際的な意見発信がメインだが、今後基準開発も行っていくことが想定されている」との回答があった。

**国際会計
気候関連開示の規則改正案、公表**

— SEC

去る3月21日、SECは、届出書と定期報告書で特定の気候関連の開示を要求する規則の改正案を公表した。

気候関連リスクに関する開示

改正案では、次の情報の開示を要求している。

- (1) 気候関連リスクのガバナンスと関連するリスク管理プロセス。

- (2) 識別された気候関連リスクが、短期的、中期的、または長期的に、事業と連結財務諸表にどのように重大な影響を与えた、または与える可能性があるか。
- (3) 識別された気候関連リスクが、戦略、ビジネスモデル、および見通しにどのように影響を与えたか、または影響を与える可能性があるか。

**会計・監査
カラムの要**

職業的懐疑心とはどういうものか 手塚 仙夫

公認会計士

公認会計士の業務のなかでよくいわれるのが、職業的懐疑心という言葉である。懐疑とは、辞書によれば「疑う」という意味だ。そのうち「疑う」という意味は、少し詳しくいえば、公認会計士の疑う気持ちというところになるが、どのようであるか。公認会計士は、何を疑えといわれているのだろうか。

監査基準第二「一般基準」3に、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」と書かれており、これが公認会計士に求められている職業的懐疑心の根拠となる。監査人は、疑いの心を持って監査を行えということであるが、どういった場合に何を疑えはよいのだろうか。

すべての監査対象を疑えということも現実的ではない。すなわちすべての監査対象が間違いであると疑うてかかるということとは、現実的ではないということである。そこであらかじめに絞って職業的懐疑心を発揮することになるが、この「職業的」とは公認会計士としての職業として必要な懐疑心ということになる。特に監査業務に求められているので、監査のどの局面で懐疑心が求められているのかを考えてみたい。

前述したようにすべての監査対象項目が間違いであるという前提で監査を行うことは、現実的ではない。現在の監査はリスク・アプローチという考え方が基礎にあって、監査業務全体が構築されている。そのうえならば、監査リスクを評価するときに、懐疑心を発揮することが考えられる。監査リスクの評価を誤ると監査アプローチが間違った方向に行く可能性があるためである。

監査リスクとは、虚偽表示を発見できないリスクをいうが、このリスクを可能な限り低くするために懐疑心を発揮する必要がある。そのためには、監査対象会社の事業全体の状況を的確に見極め、虚偽表示の要因となりそうな状況がないかどうかを、慎重に評価する必要がある。ここでのポイントは、監査リスクを網羅的に設定するということよりは、虚偽表示のリスクの高い項目（虚偽表示の可能性が高い項目）の見極めにあると考えている。この監査リスクの評価結果を受けて、その後の監査手続、内部統制の評価および実証手続へと結びつけていくことになる。

監査手続の実施においても、懐疑心の発揮は必要である。監査手続を実施した結果、入手した監査証拠の真偽および証拠力の強弱を判断することになるが、これらの判断に際して懐疑心は重要である。すなわち、契約書、納品書、領収書等の証拠が入手できても、それらが偽造されたものであるならば監査証拠として使えない。偽造されたものであるかどうかの見極めに際しても懐疑心が求められることになる。そのためには、単発的な事象として監査証拠をみるのではなく、直接的、間接的な状況、取引の流れ、関係者の顔ぶれなどを総合的にみて、この監査証拠はここに存在することに違和感がないかどうか問いただしてみよう。このようにすることも必要である。

懐疑心は決まった定型的事象があるわけではない。監査の各局面において、いつも新しい事象として存在するものである。そこで大切にしたいものは、職業的感覚から感じる違和感である。監査の過程でこの違和感を感じたときが、懐疑心を発揮するときと考えたい。自分の気持ちを大切に、納得のいくまで追求することを期待したい。

最後に、本コラムの私の担当は、今回をもって終了となる。これまでの愛顧に感謝申し上げます。

(4) 「財務諸表で使用される財務上の見積りと仮定」や「連結財務諸表の科目」への、気候関連事象（悪天候その他の自然条件）と移行活動の影響

温室効果ガスに関する情報開示
また、改正案は、次の情報の開示を要求している。

- ・直接の温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）
- ・購入した電気または他の形態のエネルギーからの間接GHG排出量（スコープ2）
- ・バリューチェーンにおける上流と下流の活動からのGHG排出量（スコープ3）（重要な場合、またはスコープ3の排出量を含むGHG排出量の目標または最終目標を設定して

いる場合)

改正案では、スコープ1とスコープ2の排出量開示についての独立した証明サービス提供者からの証明報告書の入手が段階的に導入され、企業のステータスごとのスコープ1とスコープ2の段階的導入期間と、スコープ3の排出量開示のための段階的導入期間が示されている（大規模企業はスコープ1とスコープ2が2023年度から、スコープ3が2024年度から）。

コメント期間

コメント期間は、連邦官報に掲載されてから30日間、または改正案の公表日から60日間（5月20日まで）のうち、いずれか長い期間となる。

(1) 有報への記載方法

有報に記載欄を設け、当初の開示項目として、「ガバナンス」と「リスク管理」はすべての企業が開示し、「戦略」と「指標と目標」は各企業が重要性を判断して開示する。

委員からは、有報に記載欄を設けることに異論は聞かれず、入れる場所について、「企業価値やビジネスモデルに関するものであるので、図表案1の『経営方針、経営環境及び対処すべき課題等』の下が適当」、「第1 企業の概況」と『第2 事業の状況』の間に入れるべき、

「従来の有報の構成にこだわらず再編成を検討してもよいのでは」などの意見が聞かれた。

また、開示項目について、賛成意見があった一方、「戦略、指標・目標については、重要性がなければその旨を開示すべき」、「人的資本については、重要性のない企業はない。4項目とも義務に」との意見が聞かれた。

(2) 任意開示

(1)とあわせて、任意開示等において、気候変動関連の開示の質と量の充実を促す。

委員からは、「有報の詳細情報を補うのならば、有報と同時に公表が前提」、「同時公表は実

務上、難しい」との声が聞かれた。

人的資本・多様性等

事務局から、ISSBの基準策定作業を先取りし、次の取組みを進める案が示された。

- ① 中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」（多様性の確保を含む）や「社内環境整備方針」の開示を求めること
- ② それぞれの会社の事情に応じ、①の「方針」と整合的に測定可能な指標（インプット/アウトカム）の設定、その目標および進捗状況の開示を求めること
- ③ 企業の多様性確保に係る指標として、女性管理職比率、育児休業取得率、男女間賃金格差等、中長期的な企業価値判断に必要な項目の開示（単体ベースを基本）。また、この場合、

金融 有報へのサステナビリティ情報等の記載について検討

金融審議会「ディスクロージャーWG」

去る3月24日、金融審議会は第7回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長・神田

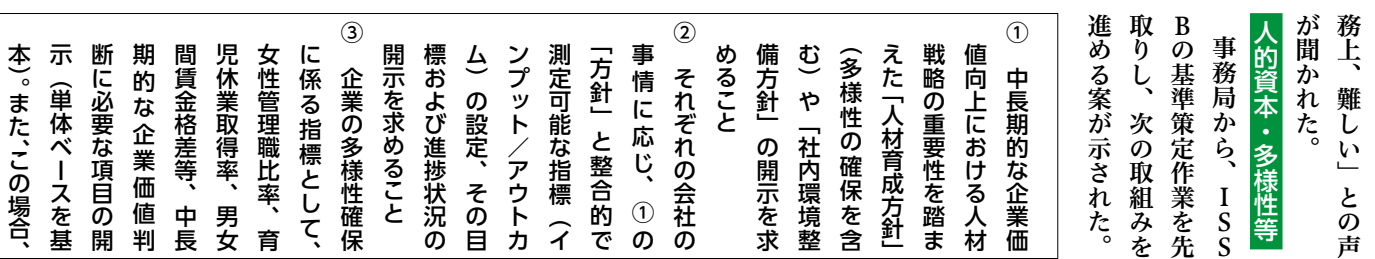
秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

今回のWGでは、サステナビ

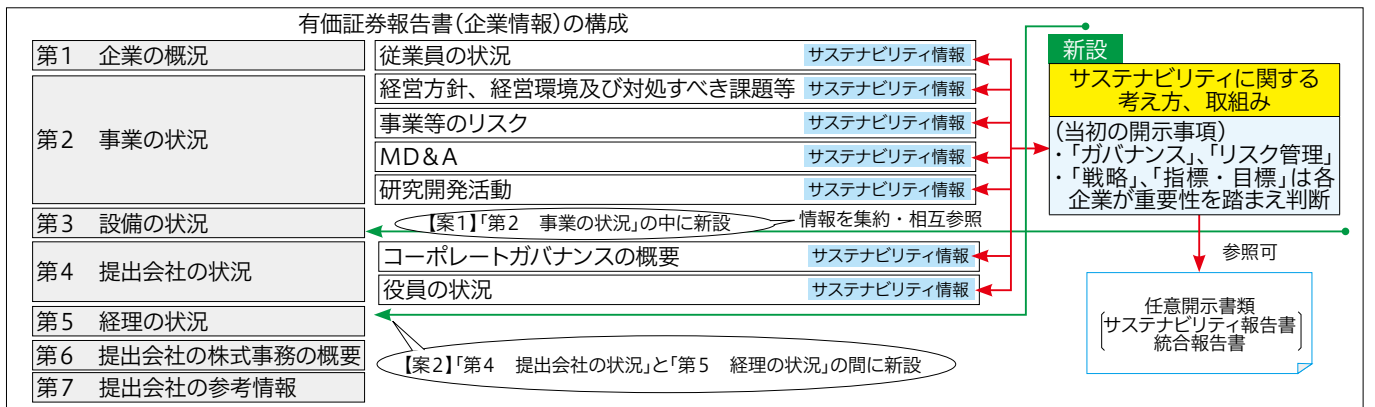
気候変動

事務局から、これまでのWGでの議論を踏まえ、次の提案がなされた（図表）。

サステナビリティ開示全般



(図表) 有報の記載事項と「サステナビリティ情報の記載欄」の新設



(出所) 第7回ディスクロージャーWG(令和3年度)事務局説明資料より作成

企業負担等の観点から、他の法律の定義・枠組みに従って開示すること

委員からは、「①の開示は、たとえばプライム企業から行うなど、段階的に進めていくべき」、「③の指標に企業間比較がしやすい労働生産性を含めては」、「③で、グローバル化が進むなか、単体ではなく、連結ベースで開示すべき」などの意見が聞かれた。

その他

(1) 将来情報

提出日現在において、将来情報の記述の前提等について、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化した場合、もって虚偽記載の責任が問われるものではないと考えられることについて、実務への浸透を図るとともに、さらなる明確化を検討する。

委員からは、「さまざまな前提を置いてシナリオ分析を行っているので、どこまで免責されるかを明確にしてほしい」など、明確化に賛成する意見が聞かれた。

(2) サステナビリティ情報に対する保証

その前提となる開示基準の策

定や国内外の動向を踏まえたうえで、中期的な課題として検討する。

委員からは、おおむね賛成意見が聞かれたが、「開示内容と並行して議論すべき」との意見も聞かれた。

会計

サブリース取引の取扱い、再検討

— ASBJ、リース会計専門委

去る3月23日、企業会計基準委員会は第111回リース会計専門委員会を開催した。

サブリース取引

第107回専門委員会(2022年1月10日・20日号(No.1633)情報ダイジェスト参照)で、審議されたサブリース取引について、次の再提案が示された。

(1) 中間的な貸手のサブリースの分類

第107回専門委員会ではIFRS16号「リース」の考え方を基礎とする提案がされていたが、コスト面などから懸念する意見が聞かれていた。

今回、引き続きIFRS16号のモデルを基礎とする一方、後記(2)の一定のサブリース取引

(3) ロードマップ

気候変動開示等のサステナビリティ情報について、今後、日本における開示を円滑に進める観点から、ロードマップを示すことにつき、「企業の予見可能性が高まる」など、賛成意見が多く聞かれた。

(一括借上契約、パス・スルー型のサブリース取引等)に対してはIFRS16号と同様の会計処理を要求しないこととする

(2) 一括借上契約、パス・スルー型のサブリース取引、転リース取引

第107回専門委員会では、これらの取引は、一定の要件を満たす場合、ヘッドリースとサブリースを個別に会計処理するのではなく、リースを仲介する取引として会計処理する提案が示されたが、サブリース契約の多様性を考慮すべきとの意見が聞かれていた。

今回、機器等のリースと不動産取引に分けて、次のような提案が行われた。

① 機器等のリース

転リース取引の現行基準の定めは、実務に定着しており、これを引き継ぐ。

② 不動産取引

次の要件を満たす場合、サブリース取引におけるヘッドリースである賃貸借契約とサブリースである賃貸借を一体として捉えて、全体を会計上のリースとして会計処理せず、PL上の表は、収益認識会計基準等、他の会計基準で判断する。

の使用法

専門委員からは、「バランスが取れており、支持する」との意見が聞かれた。

また、「機器等のリースでもパス・スルー型のものがある。

②の取扱いは機器等にも適用されるのか」との質問に、事務局から「機器でも不動産でも要件を満たす場合に適用される」との回答があった。

リース負債の見直しおよびリースの条件変更

IFRS16号で定められているリース負債の見直しおよびリースの条件変更について、改正基準に採り入れることはせず、IFRS16号と整合的な簡素な定めを採り入れる提案がされた。

すなわち、リース料またはリース期間に変更が生じた場合は、次の場合を除き、変更内容を反映するようにリース負債を再測定し、対応する金額を使用権資産の修正とする。

- (1) リースの当初の契約条件の一部ではなかった変更のうち、次のいずれも満たす場合には、独立したリースとして会計処理する。
- ① 条件変更が、1つまたは

複数の原資産を使用する権利を追加することによって、リースの範囲を増大させている。

② リースの対価が、範囲の増大分に対する独立価格およびその特定の契約の状況を反映するための当該独立価格の適切な修正に見合った金額だけ増加している。

(2) リースの当初の契約条件の一部ではなかった変更のうち、リースの範囲を減少させるものについては、使用権資産の帳簿価額をリースの部分的または全面的な解約を反映するように減額する。使用権資産の減額とリース負債の再測定

による調整額との差額を純損益に認識する。

専門委員からは、「コペナンツに影響するので、条件変更があった際の開始日を明確にすべき」といった意見が聞かれた。

関連当事者適用指針の改正

リース会計基準等の改正に伴い、企業会計基準適用指針13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」の参考（開示例）のうち、借手のオペレーティング・リースに関する開示例を改正し、経過措置を適用した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する開示例を削除する提案が示された。

て産業に基づく指標について定めることが想定されている。

この産業別開示とテーマ別開示の関係について、重複が発生する場合にどのような形で開示することが望ましいか、議論が交わされた。

委員からは「基本的にテーマ別に軸を置き、重複は避けるべきである」との意見が多く挙げられた。また、「セクターで提示するディスクロージャーとピックについて、より包括的な枠組みをテーマ別開示で構築し、産業別に落とし込むことができるのでは」といった意見があった。

プロトタイプにおける産業の識別方法

事務局は、産業の識別における考慮事項として「重要性」と「コネクティビティ」を挙げた。

全般的な要求事項のプロトタイプ22項では情報のコネクティビティが要求されており、これにはサステナビリティ関連財務情報と財務諸表に含まれる情報のコネクティビティも含まれる。

ここで、財務諸表ではセグメント情報の開示が求められているが、産業に基づく指標の開示にあたり選択された産業は、報告セグメントと整合させる必要

経理用語の豆知識

訂正報告書に含まれる財務諸表に対する監査

訂正後の財務諸表に対する監査業務を実施する場合には、監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを考慮して監査契約の締結に伴うリスクを再評価するなど、必要と考えられる情報を入手したうえで、関与先と新規の監査契約を締結しなければならない。

また、訂正後の財務諸表は、訂正前の財務諸表に適用される企業会計の基準を適用しなければならない。内部調査委員会または第三者委員会の調査結果を利用する場合、監査人が調査報告書のみをもって十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断することは適切ではなく、調査報告書の利用の程度に応じて、監査人自らが当該委員会の入手した証拠の閲覧、当該委員会の調査に対する再実施等を実施しなければならない。第三者委員会は、経営者の利用する専門家として位置づけられ、第三者委員会の適性、能力および客観性の評価等について、監査証拠としての適切性の評価を慎重に実施することになる。

STEP3…STEP1および2で識別された産業について、「産業に基づく指標」を開示する

があるかが論点になる。そこで事務局は、次のような、セグメント情報の開示と産業別の開示を連携させる場合のプロセスイメージを示した。

STEP1…財務諸表に開示されるセグメント情報における各報告セグメントについて、少なくとも1つ、関連する産業を識別する

STEP2…報告セグメントに含まれない事業セグメントのうち、質的に重要性がある事業セグメントについても、関連する産業を識別する

委員からは、「会計上の事業セグメントとサステナビリティ開示における産業別の区分は、異なる可能性が高いのでは」、「産業の分け方について、ある程度粒度を大きく取り、そのなかで適合性が高い指標を開示していくメカニズムが必要」、「セグメントとのコネクティビティの整合性を、どこまで求めるのか議論すべき」との意見が聞かれた。

会計

産業別基準の適用に係る論点について審議

SSBJ設立準備委

去る3月15日、SSBJ設立準備委員会は第4回会合を開催した。今回は、産業別基準の適用に係る論点について、事務局による説明および分析が提示され、審議が行われた。

産業別開示とテーマ別開示の関係

2つのプロトタイプを作成したTRWGは、IFRSサステ

ナビリティ開示基準を「全般的

要求事項」、「テーマ別要求事項」、「産業別要求事項」で構成することを提案している。テーマ別開示基準では、当該テーマに関連するガバナンス、戦略、リスク管理のほか産業横断的指標について定め、産業別開示基準は、テーマ別開示基準を満たすことを支援するため、主とし

「コネクティビティ」を挙げた。

全般的な要求事項のプロトタイプ22項では情報のコネクティビティが要求されており、これにはサステナビリティ関連財務情報と財務諸表に含まれる情報のコネクティビティも含まれる。

STEP2…報告セグメントに

含まれない事業セグメントのうち、質的に重要性がある事業セグメントについても、関連する産業を識別する

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年3月14日	「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)の一部を改正する案	国税庁	BEPSプロジェクトの成果を踏まえた見直しの一環として、OECD移転価格ガイドライン8章(費用分担契約)の改訂および10章(金融取引に係る移転価格の側面)の追加を踏まえ、指針の一部改正を行うもの。コメント期限は2022年4月12日。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000232430	—
2022年3月15日	金融庁告示5号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IASBが2021年12月31日までに公表した国際会計基準を指定国際会計基準とするもの。2021年12月9日公表のIFRS17号「保険契約」の改訂を含めることとなる。 https://kanpou.npb.go.jp/20220315/20220315h00694/20220315h006940002f.html	—

金融

米FRBはなぜ利上げを急ぐのか

米連邦準備制度理事会(FRB)は3月16日、同日開催した連邦公開市場委員会(FOMC)で利上げを決めた。ゼロ金利政策を解除し、短期金利の指標であるフェデラル・ファンド(FE)レートの誘導目標を、0%・25%から0・25%・0・5%に、0・25%引き上げる。利上げ開始が決まり、焦点は利上げ実施のペースと利上げ幅に移る。利上げのペースは、今回同時に発表されたFOMCメンバーによる政策金利見通しの資料で、16人中最多の5人が今年末時点で1・75%・2・0%を予想している。

これを標準シナリオとし、年内0・25%ずつ利上げを実施すると仮定すれば、今回を除いて予定される年内6回のFOMCすべてで利上げを実施することになる。ただ、他7人がこの水準以上の予想なので、その場合は臨時FOMCの開催で6回より多い回数となるか、0・25%以上の引上げ幅拡大を予想していることになる。実際にはパウエルFRB議長は5日後の21日、全米企業エコノミスト協

会(NABE)で講演を行い、0・5%の引上げの可能性も示唆した。

一方、おおむねの市場関係者は、ウクライナ情勢の動向が不透明ななか、ロシアへの経済制裁が長引くことやインフレ高進が予想され、景気への悪影響が懸念されるため、FRBが利上げのペースを緩めるのでは、といった見方だった。

実際にFRBが示した年内の引上げ回数と引上げ幅は、その想定以上に積極的なものとなった。昨年11月の議会証言以降、急にパウエル議長がタカ派の姿勢をみせるようになった理由に、今年11月に迫った米連邦議会の中間選挙を挙げる声もある。

民主党が勝利するために、バイデン政権はインフレ抑制を成果として掲げたいはずだ。バイデン大統領の再任指名を受けたパウエル議長が、このシナリオに沿って動くとしても不思議はない。少なくとも中間選挙までは、今後の米利上げ動向を探るために経済要因だけではなく政治要因も重要だ。

証券

日米金利差の円安は吉か凶か？

ロシアのウクライナ侵攻が始まって1カ月が経過した。状況は膠着状態ともみられる一方で、ロシア軍の攻撃は軍事目標以外に拡大し、停戦交渉も大きな進展がない状態が続いている。戦争がどこまで拡大し、その影響、特に経済への影響がどうなるか、予断を許さない状況だ。しかし、現状世界の株価はアメリカ株を先頭に案外元気があ

る。3月15日を境に世界同時株高が始まり、下旬に入ってもそれが持続する様相を呈している。株価が元気な背景には、もう1つの懸念材料であった米FRBの利上げ第一弾をクリアできたという判断もあつたとみられる。米FRB(連邦準備制度理事会)は、3月15、16日のFOMC(連邦公開市場委員会)で政策金利を0・25%引き上げ、今回を含め年7回の利上げ予定を示した。株式市場の想定と大きく変わらなず、市場には安心感が生じたようだ。

米FRBの金融政策の変更は各国へ伝播しつつあるが、日本銀行は3月18日の金融政策決定会合で、金利据置きと大規模緩和の継続を決めた。日銀も進行するインフレへの警戒を強めているが、コロナ禍で弱まった消費需要の回復を優先しようとしているとの見方もある。

米の利上げに対し、日銀が金利を据え置けば、いずれ円安・ドル高になると考えられる。3月22日には6年振りに1ドル＝120円台の円安となった。長い間、日本の株式市場は円安が輸出増加、景気刺激をもたらすとして、歓迎してきた。しかし、近年、円安の輸出増加効果は限定的となり、反対に輸入品の価格上昇が目立つようになってきた。円安は日本経済にとって、マイナスであるという評価が高まってきたように思われる。

日本銀行は、円安は依然として日本経済にプラスであるという判断を変えていないようだ。確かに海外依存度の高い自動車、電機などの業界は、円安になれば、ただちに海外子会社の収益が好転するため、企業収益の増額修正につながる。その効果は、この2022年3月期決算にも表れることが期待される。